

平成23年9月30日  
東日本大震災復興対策本部事務局  
震災ボランティア班

## 震災ボランティア活動の果たしてきた役割と、今後の政府の取組 ～東日本大震災から半年を経過して～

### 1 これまでの震災ボランティア活動を俯瞰して

- 震災直後は、主として、海外での災害救援活動に従事しているNGOを中心にボランティア活動が開始され、被災された方の救援や、被災地の情報把握に大きな役割を果たした。
- その後、交通事情の改善、燃料不足の解消等に伴い、各種NPOや一般の方々のボランティア活動も拡大した（9月25日現在、岩手、宮城、福島3県各地の震災ボランティアセンターの登録・活動者数は延べ76万7千人超）。これまでの活動の中心は、炊き出し、泥の除去、片付け等であったが、発災後半年を経て、次第にこれらのニーズは収束しつつある。
- 現在、被災された方々の仮設住宅への入居が進む中で、コミュニティづくり支援や心のケアなど、さらには、復興まちづくりへの参画・協力など、ボランティアへのニーズが拡大・多様化している。

### 2 今後の震災ボランティア活動に関する政府の取組

#### (1) 仮設住宅への対応

##### 【ボランティア活動の状況・予想される今後の展開】

仮設住宅での生活におけるコミュニティづくり支援、心のケア等のニーズへの対応については、①活動が長期間にわたることが想定されること、②状況の異なる仮設住宅団地それぞれに対するきめ細かい対応が必要なことなどから、地域行政と密接に連携した地元中心の息の長い活動が求められる。特に、行政サービスの届きにくい細かなニーズへの対応が期待されている。

##### 【政府の取組】

そのため、政府として、以下のように、ボランティア活動に対する支援に努めたいと考えている。

- NPO等の活動にも活用できる官民の資金的な支援制度について、情報を解りやすくまとめ、NPOのネットワーク等を通じてPRし、積極的に活用いただけるようとする。
- 行政、社会福祉協議会、NPO等が連携して取り組んでいる好事例を把握し、必要に応じて他の地域にPRする。

(例1) 行政からの委託に基づいてNPO等が仮設住宅の生活環境アセスメントを実施する取組

(例2) 各地に点在する仮設住宅の住民に対する見守り等を行うに当たり、NPO間で連絡を取り合いながら過不足なく効果的に活動できるよう役割分担を明確化する取組など

○ NPO等が行っている先進的な取組の具体例を把握し、必要に応じて他の地域にPRする。

(例) いわゆる「みなし仮設」(民間住宅の借り上げ)に居住している方々や自宅の2階等に避難している方々を戸別訪問して様々な援助活動を行っている取組など

## (2) 復興のまちづくりや特定テーマへの対応

### 【ボランティア活動の状況・予想される今後の展開】

今後、地元NPOを中心に、復興まちづくりに参画・協力して、地域の活性化や雇用の拡大を支援する活動、また、被災された方々の多様性や多様なニーズに着目した特定テーマに対応する活動などが展開されると予想される。

#### 【政府の取組】

上記に対応し、政府としては、次のような支援にも努めていきたいと考えている。

○ 各被災市町村における復興計画策定と歩調を合わせて、復興まちづくりへの支援活動を展開されているNPO等の関与の具体例を把握し、これを必要に応じて他地域に伝播する。

○ 震災を契機とする特定のテーマに対応したNPO等の活動の実態を把握するとともに、必要に応じ、関係行政機関との調整を図る。

(例1) 児童生徒の生活環境の変化に対する支援(校庭等での活動が制限されている児童生徒を連れ出して野外で遊ばせる取組、自宅から離れた学校への通学を余儀なくされている児童生徒の通学支援など)

(例2) 被災者の雇用に資するコミュニティビジネス等への取組など

## (3) 県外等遠隔地からのボランティアへの支援

### 【ボランティア活動の状況・予想される今後の展開】

地域によっては、泥の除去、片付け等の従前からのニーズも残っており、また、被災された方々の思い出づくり支援(写真洗浄など)や、仮設住宅におけるイベントの手伝いなど、遠隔地からのボランティアについても、まだまだ活躍の場があると考えられる。

#### 【政府の取組】

上記に対応し、政府としても、引き続き、そういった活動に対する支援に努めたいと考えている。

○ 現地のボランティアへのニーズの状況やボランティアツアーや情報発信。

○ ボランティア車両の高速道路無料化措置の延長に伴い、その手続きが社会福祉協議会の過度な負担とならないよう配慮。

(参考)

## これまでの政府の取組等について

### 1. 組織・体制

震災ボランティア活動は被災地支援に大きな役割を果たすと考えられ、政府としてその活動と連携、助長することが重要であることから、発災直後の3月15日、内閣官房のもとに震災ボランティア連携室を設置することが内閣総理大臣により決定され、16日より稼働。9月16日までの半年間、2. に示すような様々な取組を行ってきた。

今後は、仮設住宅におけるコミュニティづくり支援や心のケア、さらには復興まちづくりへの参画・協力等、復興に向けたボランティア活動が重要になってくることから、政府としても、このような活動と一層、緊密に連携していくため、9月16日、震災ボランティアに関する事務が内閣官房から東日本大震災復興対策本部に移され、同日、内閣官房震災ボランティア連携室は廃止された。

### 2. 内閣官房震災ボランティア連携室を中心とした政府のこれまでの取組等

#### (1) 震災ボランティア活動の促進

- 官房長官記者会見等により、官民、さらに広く国民に対し、ボランティア活動参加の呼びかけ（5/27、7/29）。
- 観光庁を通じて、旅行業界に対し、ボランティアと観光を組み合わせたツアーの設定を呼びかけた（5/27）結果、具体的な商品が展開。

#### (2) 震災ボランティア活動に関する情報発信

- 官邸ホームページや、内閣官房震災ボランティア連携室と連携する民間ウェブサイト（助けあいジャパン）により、受入れ先、ニーズ、交通情報、ボランティアツアーアクセス、注意事項等についての最新情報を発信。

#### (3) 震災ボランティア活動を円滑かつ効果的にするための側面支援

- NPO等の長期的な活動を確保するため、国の助成制度（雇用創出基金事業、地域支え合い体制作り事業、新しい公共支援事業等）及び民間団体の助成制度について、わかりやすくまとめて周知するとともに、活用を働きかけ。
- ボランティア車両の高速道路無料通行手続きの簡素化、ボランティアバスの運行ルールの明確化等について、関係省庁と調整・実現。
- 内閣広報室が作成した生活支援ハンドブックやチラシが、社会福祉協議会やNPO等を通じて被災された方々に直接届くよう、仲介・調整。

#### (4) 現地情報の政府部内での共有／施策への反映

- 被災地に辻元総理補佐官及び連携室員が赴き、地方自治体、各地の災害ボランティアセンター、NPO等と意見交換し、最新状況を把握（辻元総理補佐官出張延

べ11回、21日)。

- 東日本大震災支援全国ネットワーク（600超のNPO等が参加）との連絡会（延べ東京6回、現地5回）、主要NPO等からのヒアリング等を実施。
- これらにより得た情報を復興対策本部の被災地支援連絡会議（復興担当大臣、総務大臣、辻元補佐官等出席）等の場に適宜提供し、必要に応じ政府施策に反映（例1）発災直後、現地で活動するNPO等から得たどの避難所にどんな物資が不足しているか等の情報を提供することにより、それに基づき物資調整担当を通じて適宜、避難所に物資を提供。
- （例2）居住環境の劣悪な避難所の情報を提供することにより、それに基づき適宜避難所支援担当を通じて適宜、避難所における生活環境を改善。
- （例3）仮設住宅についてのNPO等の先行的な状況調査の報告に基づき、適宜、自治体を指導。

## 震災ボランティアに関する事務移管のお知らせ

平成23年9月22日  
東日本大震災復興対策本部事務局  
震災ボランティア班

9月16日付で、政府における震災ボランティアに関する事務が、内閣官房震災ボランティア連携室から東日本大震災復興対策本部事務局震災ボランティア班に移管されました。

今後、仮設住宅におけるコミュニティの確保や心のケア、復興のための街づくりへの市民参加等、復興に向けたボランティア活動が重要になってくることから、政府としても、このような活動と一層、緊密に連携していくため、東日本大震災復興対策本部に組織を移すこととしたものです。

### <参考 URL>

東日本大震災復興対策本部事務局の体制

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/110916taiseizu.pdf>

なお、辻元前総理大臣補佐官（災害ボランティア担当）及び内閣官房震災ボランティア連携室の活動経緯の事務記録を、別紙のとおりまとめておりますので、併せてご参照ください。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/volunteer\\_keii.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/volunteer_keii.pdf)

### <連絡先>

東日本大震災復興対策本部事務局

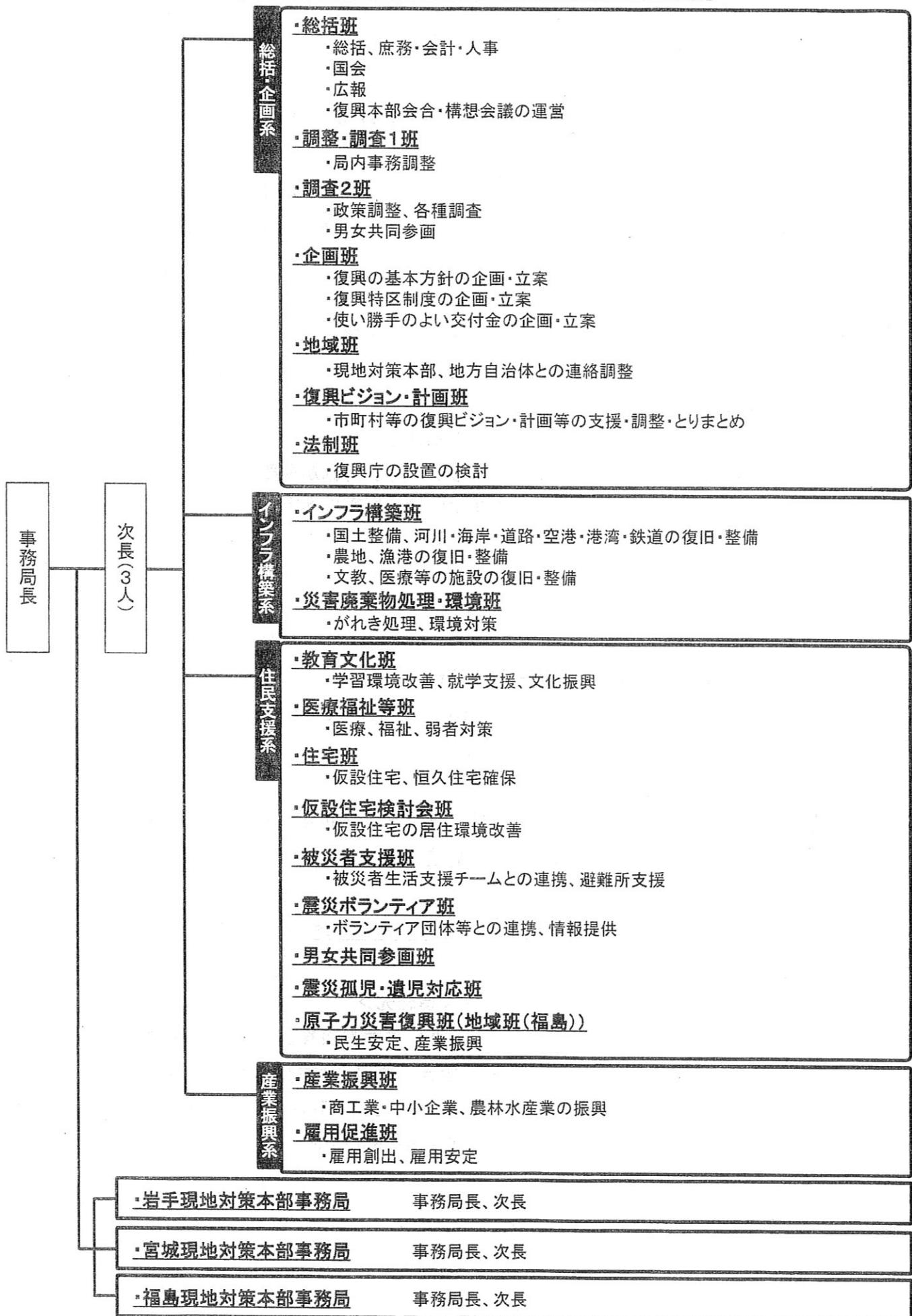
担当：西田、羽多野、新免

tel:03-5545-7480

fax:03-5545-0529

# 東日本大震災復興対策本部事務局の体制について

2011. 9. 16



内閣官房  
震災ボランティア連携室

辻元 内閣総理  
大臣補佐官  
(震災ボランティア担当)

○室長:湯浅 内閣府参与(民間)

○次長:安田 内閣審議官(内閣官房副長官補室)

官出身者  
(6名)

民出身者  
(7名)

室員合計:15名(うち民間出身者:8名【非常勤】)

東日本大震災復興対策本部事務局  
震災ボランティア班

平野 大臣

後藤 副大臣

郡 政務官  
(震災ボランティア担当)

峰久 事務局長

岡本 事務局次長

官出身者  
(4名)

民出身者  
(5名)

班員合計:11名(うち民間出身者:5名【非常勤】)

ボランティア班連絡先(直通) 03-5545-7480



# あなたの「復興便り」を 全国に届けませんか？



官邸ホームページでは「被災地や被災された方の今」を全国に広く伝えるコーナー  
“私の復興便り”に掲載する写真とメッセージ(お便り)を募集しています。

官邸ホームページに掲載します!

私の復興便り

私も送ります!

2011年9月30日更新

募集要項

応募方法

①どなたでもご応募できます。個人でも、団体でも結構です。

②テーマは自由です。「被災地や被災された方の今」を伝えられると思うものなら何でも構いません。

〈例〉復興現場、被災地での暮らしや働く様子(仮設住宅での生活、漁港の水揚げなど)、ボランティアの活動、自然風景(花、動物、海岸など)、県外避難された方の生活の状況など

③1件の作品応募につき、写真1点とメッセージ(最大100文字)を投稿してください。

④写真とメッセージに添えて音声(例:メッセージの読み上げや、お祭りの音、鳥のさえずりなど)も投稿いただけます。

※音声データのみでの投稿は受け付けられませんのでご注意ください。

音声の投稿もご希望の方は、30秒以内の音声データをお送りください。ビデオや携帯電話で録った音声データでも構いません。掲載する場合には、当室で音声部分のみを抽出します。

※本コーナーでは、動画の掲載は実施しておりません。

## ①郵送の場合

写真(サイズはL版以上、四つ切以下)と、「撮影日付」「撮影場所(市町村)」「メッセージ」「氏名または団体名」「電話番号またはメールアドレス」を明記した用紙(様式は自由)を、以下のあて先まで郵送してください。

また、音声も投稿される方は、音声データを保存したCDまたはDVDを同封してください。

〈郵送先〉〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣広報室「私の復興便り」担当係あて

※郵送いただいた写真やDVDなどは返却できません。ご了承ください。

## ②インターネットで送信する場合

官邸ホームページ「私の復興便り」コーナーのページで、「応募する」をクリックすると応募用メール画面が表示されます。必要事項などを入力の上、画像データ[デジタル画像(JPEG形式、容量は2MB以内)。合成は不可]を添付して以下のあて先へメール送信してください。

〈メール送信先〉g.fukkou@cas.go.jp

また、音声も投稿される方は、音声データを添付した上で送信してください。

## 注意事項をご確認ください。

### 記入や入力にあたってご注意いただきたいこと

本コーナーで作品を紹介する際、「撮影日付」「撮影場所(市町村)」「メッセージ」「氏名または団体名」をホームページに掲載させていただきます。

個人で応募される方で、本コーナーで紹介する際、氏名でなくイニシャルでの掲載を希望される場合、イニシャルを明記してください。

### 注意事項

- ① 本コーナーで掲載できる写真の分量には限りがあるため、ご応募いただいても掲載できない場合や、いったん掲載しても掲載を終了させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ② 写真・音声は、掲載サイズ・再生時間との関係で一部加工して掲載させていただくことがあります。また、メッセージは、当室で一部表現を変更させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ③ 提供作品の著作権は、作者に帰属します。提供者は、提供作品を当室に送付した時点で、当室に対し、提供作品の本コーナーへの掲載をはじめ政府広報における再利用(ポスター、冊子、テレビ、新聞、ホームページなどの政府広報への提供作品掲載など)について許諾したものとさせていただきます。なお、提供者と作者が異なる場合は、あらかじめ本コーナーでの掲載などについて作者の許諾を得ておいてください。
- ④ 作品に関して、第三者の著作権・肖像権・プライバシーなどの権利を侵害することのないよう、十分に注意してください。当室は、第三者の権利侵害などについて一切の責任は負いません。
- ⑤ 提供していただいた個人情報は、提供作品の本コーナーへの掲載をはじめ政府広報における再利用(ポスター、冊子、テレビ、新聞、ホームページなどの政府広報への提供作品掲載など)以外の用途には使用いたしません。また、法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫などの違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、いただいた情報を上記の使用目的以外の目的のため自ら使用することや第三者に提供することはいたしません。